契約の締結(都市計画課)

県営上洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………………八

平成三十年度消防設備士講習の実施(消防保安課)……………………………………………………………………

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)

(商政課)七 (商政課)八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件)

Щ

道路の区域の変更

口

○告示

目

平成 30年 4 月24日 (火曜日)

通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………………………………………………三漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普 救急診療所でなくなった医療機関(医療政策課)....... 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 次 (厚政課):二 : :: :: る。

山口県告示第百六十八号

について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について る告示は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関す 昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示 なお従前の例による。

一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十四日

補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百二十円」を「三千九百三十円」に改め

村

嗣

政

山口県告示第百六十九号

改正する。 び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及

限度額及び最高限度額に関する告示は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる の例による。 係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前 補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低 同日前の期間に

平成三十年四月二十四日

村 岡 嗣 政

円」に、「一三、九五八円」を「一四、二五五円」に、「六、二三三円」を「六、三〇 表中「四、七五一円」を「四、七四八円」に、 「五、三三三円」を「五、三七七円」に、「五、八九四円」を 「五、 「一六、四五六円」を「一七、三五三円」に、 「一九、一五七円」を「一九、二八六円」に、 「一三、二八七円」を「一三、二八四 「六、六五四円」を「六、六 「六、八九三円」を「六、 九六七

報

二〇円」を「三、九三〇円」に、 九円」を「五、一四二円」に、「二〇、二九七円」を「一九、七二六円」に、「三、九 円」を「六、三一三円」に、「二四、九七六円」を「二四、八五九円」に、「五、〇〇 を「六、八一二円」に、「二五、六三〇円」を「二五、二五七円」に、「六、一九一 九二六円」に、「二一、二七九円」を「二一、三九三円」に、「七、〇三一円」を 「七、〇二〇円」に、「二四、二六九円」を「二三、九〇五円」に、「六、七九二円」 五、 五五八円」を「一五、二九一円」に改める。

山口県告示第百七十号

を次のように改正する。 規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に

係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、 第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成三十年四月一日以後の期間に 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二 なお従前の例

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村 政

万八千六百円」に改める。 「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、 「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中 表常時介護を要する状態の項中「十万五千百三十円」を「十万五千二百九十円」に、 「二万八千五百六十円」を「二

山

口

山口県告示第百七十一号

地方自治法 指定代理納付者を次のとおり指定した。 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二第六項の規定によ

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村 圌 嗣 政

横井

輝彦

みさと鍼灸整骨院

氏施 名術者 の

指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町一番三号

指定代理納付者に納付させる歳入

して納付されるものに限る。) ふるさと納税(山口ゆめ花博応援ふるさと納税を除く。)(インターネットを利用

指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

山口県告示第百七十二号

七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十

平成三十年四月二十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

埋立地の区分

うち別図に示す区域及び一九四三番二のうち別図に示す区域

周南市大字鹿野下字中木屋ノ谷八五五番五のうち別図に示す区域、

八五五番二二の

指定区域

の二第一号に規定する埋立地 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第十三条

県周南環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口

山口県告示第百七十三号

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、 医療

平成三十年四月二十四日

所術

山口県知事 村 岡

嗣

政

指 定 年 月

日

二二-二号 玖珂郡和木町和木一丁目八番 平成三〇 — 五.

有限会社

三丁目一番三周南市城ケ丘

十人十色

・ビス

三号

名介

称予

護

防

県

"

11

ディクラブこもれびダン

"

山口県告示第百七十四号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

平成三十年四月二十四日

称名又は名 定 介 護 名居 宅

称介

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

護

有限会社

(定期)

三号 三丁目一番三 西南市城ケ丘

七十二六六五の周南市大字久

護訪 問

介

平成三〇、

" もれび テーションこ へ ル パ ー ス

十人十色デイサービス

六の一目 四丁目三五三 三五三 三五三 護通対認 所応知 介型症

介型多小 護居機規 宅能模 //

:口県告示第百七十五号

口

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成三十年四月二十四日

Щ

防 口県知事 村 岡

嗣

政

急クリニック医療法人EMS植田

救

所事 在業 地所 種事 類業 0) 指定年月日

六の一目三五三 四丁目三五三 三五三

介型症防介 護通対認護 所応知予

平成三○、

ディクラブこもれびダン

11 11

"

"

宅能模防介 介型多小護 護居機規予

山口県告示第百七十六号

項に規定する診療所でなくなった。 次の医療機関は、救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第

-成三十年四月二十四日

山口県知事

村

岡 嗣

政

地

名

医療法人EMS松永救急クリニック 美祢市大嶺町東分字沖田一二一〇の 所 在

11

山口県告示第百七十七号

11

救急病院等を定める省令 次の診療所を救急診療所として認定した。 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第 一条第 一項の規定によ

平成三十年四月二十四日

称

名

所

美祢市大嶺町東分字沖田一二一 在 _ の 平成三三、 認定が効力を有する期

山口県知事

村

岡

嗣

政

限

山口県告示第百七十八号

定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 に付すべき義務は、 に関する告示 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規 (平成二十六年山口県告示第百三十八号)に係る指定漁船を普通損害保険 平成三十年三 一月三十一日限り消滅した。

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

地先長門市油谷津黄字崩ノ下二一〇の一

新

最最 広狭

≡0 =0

一八・〇 完了による。

旧

最最 広狭

___ ___ ____

八.〇

下関市西部加入区

山口県告示第百七十九号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成三十年四月二十四日

路 道路の種類 線 名 仙崎港線

道路の区域

山口県知事 村 岡

> 嗣 政

一長	
一地先から ド門市東深川字西中ノ坪八九二の一	区間
旧	旧新別
最族 二二・二	(メートル)敷地の幅員
七四・七	(メートル)
	備
	から 田 最次 二三・二 七四・東深川字西中ノ坪八九二の一 旧 最狭 一二・二 七四・

県

 \Box

Щ

道路の種類

県道

道路の区域

線

名

長門油谷線

X

間

旧 新別

(メートル)敷地の幅員

(メートル) 延 長

備

考

山口県告示第百八十号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成三十年四月二十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

仙県 崎 港 線道	路線名
同市東深川字東中ノ坪七九八の一地先ま	供用開始の
で、	区間
平成三十年四月二	供用開始の期日

	_	
長門油谷線		路線名
門市油谷津黄字崩ノ	長門市油谷津黄字崩ノ下二一〇の二地先	供用開
		始の
		区間
十五五月	平成三十	供用開
1	- 年四月二	始の期日

山口県告示第百八十一号

市公園の区域を次のとおり変更し、平成三十年五月十四日から施行する。 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十三条の規定により、

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図書は、平成三十年四月二十四日から一月間山口県土木建築部都市計画課に

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

都市公園の名称

山口きらら博記念公園

- 都市公園の位置 山口市阿知須字遠石
- \equiv 変更に係る区域 山口市阿知須字遠石の一部

兀

九

<u>一</u> 三

"

 \equiv \equiv

午午 後後 四一

県

平成三〇、

七

八六 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施

十年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和) 一十三年法律第百八十六号) 第十三条の二十三の規定に基づき、 平成三

平成三十年四月二十四日

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

扱作業に従事する危険物取扱者 受講対象者 消防法第十三条の二十三に規定する製造所、 貯蔵所又は取扱所にお いて危険物の 取

講習の日時及び場所

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習 時 場 所

正午まで午前九時から 山口字部農業協同組字部市大字川上七四 光地区消防組合消防本部

五.

宇部 下松市消防本部 ・山陽小野田消防局消防訓練研修セン

" "

公益財団法人周南地は周南市鼓海二丁目一一 山口県漁業協同組合川長門市油谷川尻六三一 |地域地場産業振| |一八の二四 院支店 興セン

八、

七

"

" 11

 $\overline{\circ}$

" "

八

下関市消防訓練センタ

山

口

長門市向津具公民館 萩市見島ふれあい交流センタ

いわくに消防防災センター

ター

時まで 振興センター公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業防府市八王子二丁目八番九号

九

五.

周

南市新南陽ふれあいセンタ

"

四

11 11

七 \bigcirc

から 中国電力株式会社柳井発電所柳井市柳井一五七八の八

11

Q

三

午後四時まで

南

市新南陽ふ

れ

あいセンタ

"

六

"

几

正午まで,

Ó " 七 \bigcirc " 11 山口県漁業協同組^へ萩市大字椿東六四田 下関市生涯学習プラザ 山口県漁業協同組合通支店長門市通六七一の一五 祖合越ヶ浜支店四四六の五

 \bigcirc ЩЩ 萩市消防本部 口県総合保健会館口市吉敷下東三丁目 番一

定する特定事業所における危険物施設 石油コンビナー ト等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号) (一に掲げる危険物施設を除く。 第 一条第六号に規 において

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習 H 時 所

平成三〇、 七、 " " " " 二六 五五 \bigcirc 四 午後四時まで 午午後 四十 正午 午前 九 // " 11 " でから [時まで ター公益財団は周南市鼓海 山口宇部農業協同宇部市大字川上七 周南市新南陽ふれあいセンター " 下松市消防本部 わくに消防防災センタ B法人周 海二丁早 周南地域地場産業振興セン・目一一八の二四 組合

" 11 山口宇部農業協同組合宇部市大字川上七四 周南市新南陽ふれあいセン

七

いわくに消防防災センター

正午まで午前九時から ター
公益財団法人周南地域地場産業振興、
公益財団法人周南市裁海二丁目一一八の二四 ιV わくに消防防災センター ハセン

午後四時まで 正午まで午前九時から タ宇 | 部 山陽 小野 田消防局消防訓練研修セン

 (\equiv) 平成三〇、 する危険物取扱者に対する講習 `及び□に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事 " " Q 八 弋 " " 九 " " " " " " \equiv 三 \equiv 八 _ $\stackrel{--}{=}$ 六 九 八 四 三 Ŧi. 四 七 午後四時まで 正午まで 正午まで 正午まで午前九時から 午後四時まで 正午まで 正午まで 午後四時まで 午午 後後 四一 午午 " " " · 後後 四一 時 应. 時まで 時まで 振興センター

が府市八王子二丁目 タ宇 | 部 宇部 山口字部農業協同組字部市大字川上七四 ター 公益財団法人周南地域地場産業振興セン周南市鼓海二丁目一一八の二四 西部石油株式会社山口製油工山陽小野田市大字西沖五 美祢勤労者総合福祉センター美祢市大嶺町東分四一八の八 山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一 山口宇部農業協同組合宇部市大字川上七四 武田薬品工業株式会社光工場光市大字光井四七二〇 振興センター公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業防府市八王子二丁目八番九号 公益財団法人周南周南市鼓海二丁目一 光地区消防組合消防本部 " 光地区消防組合消防本部 61 " 下松市消防本部 下関市消防訓練センター わくに消防防災センター ・山陽小野田消防局消防訓練研修セン ・山陽小野田消防局消防訓練研修セン Ħ |地域地場産業振| |一一八の二四 防八 府地域工芸地場産業番九号 香 所 号 所 興セン 六 几 \equiv Ŧ. こと。

" 五. 正午まで午前九時から 萩市消防本部

" 七 七 午後四時まで " 中国電力株式会社柳井発電柳井市柳井一五七八の八 下関市生涯学習プラザ

受講申請書の提出期限及び提出 正午まで ター公益財団法人周南地域地場産業振興セン公益財団法人周南地域地場産業振興セン周南市鼓海二丁目一一八の二四

(郵便番号七五三-〇八二一)一般社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出する

最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号

各講習実施日の四週間前までに、

提出書類

受講申請書

受講手数料 四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この

入証紙には、 消印をしないこと。

収

その他

円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、 九)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三-九二三-七七九 部、 受講案内、 山口市滝町一番一号 受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 山口県総務部消防保安課 往復はがきを使用するか、 (電話〇八三-九三三一二三九 最寄りの消防本 又は八十二

(八七) 平成三十年度消防設備士講習の実施

度消防設備士講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十 ・七条の十 の規定に基づき、 平成三十

车

平成三十年四月二十四日

Ш 口県 知 事 村 岡 嗣

政

受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者 乙種第三類 消火設備 甲種第一類、 甲種第二類、 甲種第三類、 乙種第一 類、 乙種第二類又は

横三センチメートルとし、 出願前六月以内に撮影し

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ 消印をしないこと。

を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 こと。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手 九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三-九二三-七七七八)にする 受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 山口県総務部消防保安課(電話〇八三-九三三-二三九 最寄りの消防本

(八八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 平成三十年四月二十四日から同年八月二十四日までの間、 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、 山口県商工労 次の

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

宇部市西琴芝一丁目九一〇

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

九三六

田

中

所

代表者の氏名

変 更 前 変 更 後

(九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

関市から意見を聴きました。 二十九年十二月八日山口県公告(三一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日までの間、 山口県商工労

平成三十年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

次の

称 (仮称) ドラッグコスモス東大和町店

所在地 下関市東大和町一丁目一五の六

意見の概要

街並みづくりについて配慮を求める。

政

(九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 二十九年十二月八日山口県公告(三一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十年四月二十四日から同年五月二十四日までの間、 山口県商工労

平成三十年四月二十四日

後

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 光市虹ケ浜一丁目一〇の一〇

(仮称) ドラッグコスモス虹ケ浜店

名称

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成30年4月24日

五.

変更年月日

平成三十年三月三十一日

四

届出年月日

平成三十年四月六日

火曜日

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業

横川

勝己

(九二) 県営上洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 県営

山口県知事

村

岡

嗣

政

一式

 (\Box) 調達方法 山口県知事 村岡 嗣政

同条第

上洗川地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、

山口県知事

村

岡

嗣

政

最低価格

 $(\underline{\overline{}})$ 購入等 落札方式

平成三十年四月二十四日発行平成三十年四月二十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事